



広報 まつの

平成30年 10 月号



西小学校



東小学校

町内小学校で稲作体験学習として稲刈りが行われました。

8
6-10

森の国松野町林間学校

8月6日(月)から10日(金)までの5日間、町内の小中学校で「森の国松野町林間学校」が実施されました。

これは、町教育委員会と愛媛大学教育学部が連携し行っている事業で、今年で7回目の開催となります。

愛媛大学生と町内小中学生がお互いの夏休みを活用して交流の場を設けることで、子どもたちの学力向上や進路に対する意識の向上を目指すとともにキャリア教育の推進を図ることを目的としています。また、愛媛大学の学生にとっても教育実践に必要な知識や技術を高めることができ、相乗効果が得られる事業となっています。

愛媛大学からは、多数の希望者の中から選抜された20名の大学生が町内に宿泊し、中学校では数学などの学習会や、人権緑化学習会をとおして進路について考える学習を行ったほか、小学校では夏休みの宿題指導や苦手な教科の学習活動などを行いました。また、学習指導の他にも句会や、町の資源に触れる交流の時間を過ごしました。この林間学校を通して子どもたちは、大学生と交流することで、自分の将来を考えるよい機会になったようです。



8
11

予土線運行再開記念イベント 〜おかえり予土線！運転再開！トロッコ列車の旅〜

8月11日(土)、平成30年7月豪雨の被害から復旧し運行が再開されたJR予土線の「予土線運行再開記念イベント」が開催されました。

JR四国と沿線の自治体などで構成する県予土線利用促進対策協議会が連携し開催したもので、宇和島市、鬼北町、松野町から約40名が参加しました。参加者は、宇和島駅でしまんトロッコに乗り込み、JR関係者や県のイメージアップキャラクター「みきゃん」、「宇和島甲冑隊」、「伊達にゃんよ」などに見送られ出発し、緑が広がる沿線の風景を楽しみながら鬼北路を満喫していました。近永駅では、鬼北町の巨大モニュメントでおなじみの「鬼王丸」がサプライズで乗り込み、乗客を沸かせていました。松丸駅では「松野鬼城太鼓ジュニアチーム森風」が歓迎太鼓で出迎えるなど、宇和島市、鬼北町、松野町の各駅で地元ならではのおもてなしを楽しんでいました。

ゆるキャラなどによるお見送り
(宇和島駅)



鬼王丸乗車の
サプライズ
(近永駅)



松野鬼城太鼓によるお出迎え
(松丸駅)



8
15-24

海外語学研修

8月15日(水)から24日(金)までの10日間、松野中学校生徒3名がオーストラリアのハリスビルでホームステイによる語学研修を行いました。

この事業は、松野町人材育成基金を活用した取組みであり、今年で3年目を迎えました。

研修期間中、現地の小学校では、英語の授業や体験学習を通じて語学力の向上を図り、文化比較を通して国際理解を深めました。受入校の児童に対し、研修生が英語で作成したパンフレットを用いて本町の魅力を紹介し、親交を深めることができました。

また、ホームステイ先のホストファミリーとの生活においても、日本と

の生活習慣の違いや、野外体験など多方面から学びを得たようです。

研修生3名は、11月18日(日)の松野中学校文化祭で研修報告を行う予定です。



人権の広場

「大島青松園での学び」

あおぞら子ども会

あおぞら子ども会は、「差別をしない、させない、許さない」の理念に賛同した、町内小・中学校のメンバーで活動しています。

身のまわりには、様々な人権問題があり、正しく学習していかねければ、自分も差別に気付かないかもしれません。

ハンセン病問題もその一つです。あおぞら子ども会ではハンセン病問題についても勉強しており、大島青松園で差別に苦しんだ方々がいることに気付きました。

私たちメンバーは、7月23日(月)、大島青松園を訪問し、入所されている愛媛県人会の本田久夫さんから、つらい差別の現実や、差別を乗り越えた経験を伺い、差別をなくすために努力する方の強さや本当の優しさを知りました。

そして、園内の納骨堂では、差別のため故郷に帰れず亡くなった方々に手を合わせました。学習や体験を通して、差別をなくすために、自分はどうなことをしなければならぬか見つけて、行動しようとしています。



▲本田久夫さんとの交流



▲納骨堂の説明

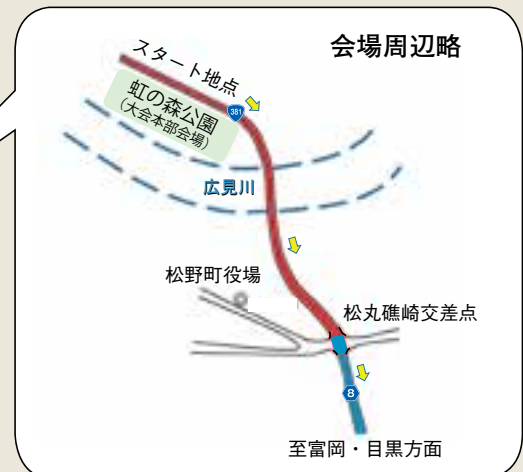
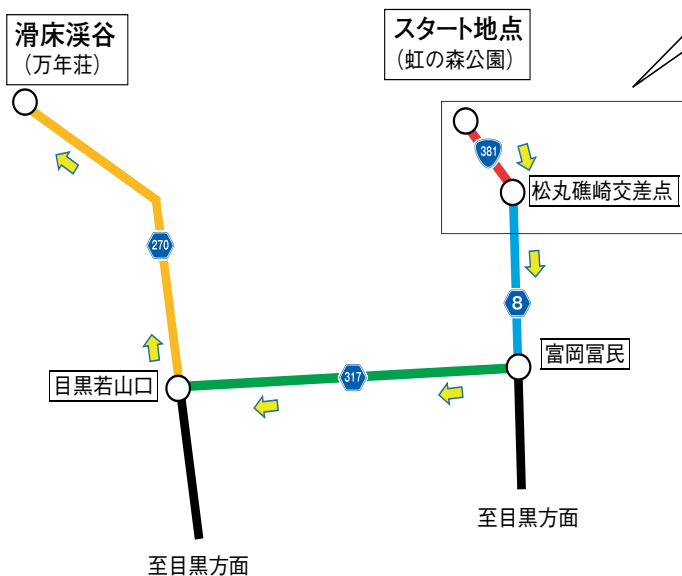
「松野四万十バイクレース」開催に伴う交通規制について

10月7日(日)、松野四万十バイクレースの開催に伴い、虹の森公園～富岡～目黒～滑床溪谷方面の国道・県道が通行止めになります。

早朝からご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

迂回路については、回覧・ホームページでお知らせします。当日は交通整理員が誘導します。

全体概要図



路線別の通行止概要

凡 例	路 線 名	通行止時間
	国道381号	5:00～6:00
	県道西土佐松野線	5:20～6:00
	県道目黒松丸線	5:30～8:00
	県道滑床松野線	6:00～8:30

【松野四万十バイクレース】

松野町や四万十地域などの自然の魅力溢れる林道や一般道のコースを、チームで駆け抜けるマウンテンバイクレースです。

【日 時】 10月7日(日) 午前5時30分 虹の森公園一斉スタート

【コ ー ス】 松野町・四万十市西土佐地区の一般道及び林道（3部門）

- ①アルティメット 122km
- ②アドバンスド 82km
- ③チャレンジ 41km

【大会サイト】 <http://matsunoshimanto.com/>

【問い合わせ先】

松野四万十バイクレース事務局（ふるさと創生課内） ☎42-1116



第7回 森の国戦国武者伝走大会



①開催日 10月27日(土)

②主催 森の国戦国絵巻のまちづくりプロジェクト実行委員会

③コース及び区間

区間	コース	区間	コース
1 区	陣ヶ森古戦場 4.8km	4 区	御嶽神社祈願 1.8km
2 区	永昌寺祈願 1.8km	5 区	河後森城跡登城 3.3km
3 区	大森城登城 2.9km	ゴール後は予土国境の「うまいもの」でお楽しみください。	

④参加資格 武者伝走の部 コースを走りきる自信のある男女
初陣 子ども武者走りの部 約1キロを走り抜く自信のある小学生以下男女

⑤チーム編成 5名の選手、3名以内の補欠、1名の監督(選手兼任可)

⑥申込方法 パンフレットを送付しますので、申込書に必要事項をご記入のうえ、下記の大会事務局に郵送、メール、FAXのいずれかでお申し込みください。

⑦申込締切 10月15日(月)必着 ※予定チーム数に達した場合、先着順に締め切る場合があります。
※予定チーム数 200チーム

⑧参加料 武者伝走の部15,000円 / 初陣 子ども武者走りの部2,000円

《詳細はお問い合わせください。》

【問い合わせ先】

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地
ふるさと創生課内 森の国戦国武者伝走実行委員会
☎ 42-1116 FAX 42-1119

✉ m-sousei@town.matsuno.ehime.jp

防災安全コーナー

「愛媛県防災メール」でいち早く正確な防災情報を

町では、避難勧告や避難所開設等の情報を防災無線やテレビのデータ放送でお知らせするほかに「愛媛県防災メール」で情報発信をしています。いち早く正確な防災情報を確認し、早めの対応をお願いします。



まずは、左記のQRコードを利用して空メールを送信してください。

(または、このメールアドレス (bousai.ehime-pref@ehime-pref.ktaiwork.jp) へ)

※空メールとは、件名・本文に何も記載せずに送るメールのことです。機種により空メールが送信できない機種もあります。そのような場合は、「愛媛」等の文字を件名に入力し、送信してください。

【注意点】

- ・迷惑設定をしている場合、事前に「bousaimail.jp」のドメイン又は「ehime@bousaimail.jp」のメールアドレスからの受信を許可する設定にしてください。
- ・ご利用にあたり「利用者同意事項」を十分ご確認ください、同意のうえご利用をお願いします。
- ・無料でご利用いただけますが、通信に要する費用(パケット料)は、ご利用者の負担となります。
- ・ご利用環境によっては、電子メールの着信に遅延の発生や、着信できないことがあります。
- ・その他、詳細な設定方法などは以下のページをご確認ください。

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/bosaimail.html>

【問い合わせ先】

県 防災危機管理課 防災情報グループ

✉ bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp

☎089-912-2318

FAX089-941-2160



平成30年度コミュニティ助成事業

奥野川部落では、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として地域振興のために行うコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）の助成金を受けて、奥野川住民センターへエアコンやクーラーの設置を行いました。

奥野川部落は、スポーツ活動や美化活動、伝統文化伝承活動を通して積極的に幅広い世代間の交流を図っており、その活動の中で奥野川住民センターは地域住民が集う場となっていました。環境整備は十分とはいえず、活動に支障をきたしていました。今回、エアコン2台、クーラー1台を設置することができ、今後も引き続き活発な活動を通してコミュニティ活動の推進に役立てられます。



寄附金贈呈式

7月31日(火)、県自治会館（松山市）で寄附金贈呈式が行われました。

贈呈式では、平成28年に本町と地方創生支援に係るパートナーシップ協定を締結しているデジタル・インフォメーション・テクノロジーズ株式会社（DIT・本社東京）から、平成30年7月豪雨災害で被害を受けた本町を応援するため、寄附の申出があり、同社執行役員愛媛カンパニー長の本間市子氏から坂本町長が目録を受け取りました。松野町のできるだけ早い復興を願っているとのあいさつがあり、坂本町長は、被災者の生活再建に活用するとお礼を述べました。



この度の平成30年7月豪雨災害に際し、各方面から温かいご支援をいただき誠にありがとうございました。皆さまから頂戴しました支援物資並びにご寄附は、早期の復旧、復興のために有効に活用させていただきます。

まちの投句箱

葛句会 八月例会句会 於 町民センター

終戦日銃の紋章削らねば
虫千しや母の紬のしつけ糸
夕焼や折紙にある裏表
ひまわりに囲まる遺影友俣ぶ
この山を越ゆれば生家秋の蝶
帰省子に奉仕の心被災地へ
被災地へ火星近づき盆に入る

伊井 はじめ
伊藤 富子
川嶋 健佑
金谷 重子
谷 きよし
ひの たいら
三好 カンナ

俳句のポスト投句作品優秀句 八月投句分

月を追ひ月に追われる塾の道
携帯の声をもかきけす蟬時雨
晩夏光さす病棟の長廊下
夏夕焼匂ひが窓に入り込む
打ち水や花の香りを運びおり

宇和島市 山崎 笑舞
弘 美
左山 遼
松野町 満 雪
松野町 満 雪

選者 谷 きよし（葛句会長）

お詫びと訂正

8・9月号の「俳句のポスト投句作品優秀句」作者に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

（正）肥後守静かに閉じて夏終る

宇和島市

城

（誤）肥後守静かに閉じて夏終る

尾張旭市 二宮健次郎

第4回 不器男の庭

河護森の日向

地域おこし協力隊 川嶋健佑

9月は不器男記念館で鳥坂合戦450年記念の特別展を開催しています。この鳥坂合戦は河後森も参加した伊予最大の合戦でした。前号でも河後森城跡と不器男さんの話を書きましたが今回も不器男さんの日記に書かれている河後森城の話を書きたいと思います。

ある冬の日に友人たちとテニスをして遊んでいました。その友人の中に負けそうになるとイライラとする人がいました。真面目な不器男さんは真剣勝負をしたのですが相手をイライラさせるのも快く思わず、とてもよくよとしていました。そうすると不器男さんの心ではテニス以外のことを考え始めます。不器男さんの日記には「河護森の日向で芭蕉を読まうといふ明るい心がちらつちらつと通り過ぎて居るばかりであった」と書かれておりテニスを終えて河後森城跡で本を読むことを考えていたのでしょう。ぽかぽかとして気持ちの良い日向で本を読むことが不器男さんの憂鬱な気分を晴らしてくれました。

8月は、宿題を不器男記念館で行うことを提案したこともあり、プール帰りの子どもたちがよく来てくれました。8月からカルチャースクールも開講しています。ぜひ不器男記念館にお越しください。

保育園コーナー

げんキッズ食育活動

野菜と果物を知ろう

8月21日(火)、げんキッズ食育活動が行われました。箱の中に入っている食材を当てるゲームや切った野菜などを観察し、触った感触や種の並び方などの新たな発見があり、とても良い体験になったようです。



げんキッズとは、栄養士としての専門的な立場から食育を推進するために、保健福祉課と保育園の共同事業として年4回行っている活動で、今年で13年目になります。今回の食育活動は、知識や関心を高め「食」を大切にできる元気な子どもに育ってほしいとの願いが込められています。

お悔み (敬称略)

(住所) (死亡者) (享年)

松丸 吉田 和平 60歳

松丸 若宮 經義 84歳

延野々 岡 秀男 63歳

延野々 谷口 秀一 78歳

豊後 関本 昭二 64歳

ご冥福をお祈りいたします。

ご寄付お礼 (敬称略)

☆社会福祉協議会へ

山下 哲矢 松野町

☆広報送付お礼

長田 真一 愛知県

小林 道子 神奈川県

ありがとうございます。

町の人口

平成30年8月31日現在
※外国人を含みます。

世帯数 2,095世帯(+25世帯)

総人口 4,053人(+20人)

男1,897人 女2,156人
(8月中の異動)

○出生 0人 ○死亡 6人
○転入 71人 ○転出 42人

農業委員会だより (10月号)

農地の利用状況調査及び農地パトロールを実施しました

農業委員会では農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、8月下旬から9月中旬にかけて町内全域の農地の利用状況調査及び農地パトロールを実施しました。

農地の利用状況調査は、荒廃農地の発見だけでなく、農地の有効利用を図り、営農が困難な所有者等に対しては担い手の斡旋を行い、農地の有効活用を図ることを目的に実施しています。

利用状況調査の結果、荒廃農地であると判断された農地の所有者等に対しては、利用意向調査書を発出します。農地利用の最適化のための調査になりますのでご協力ください。

また、自然荒廃により既に森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地には、非農地判断をし、所有者等に対して非農地通知書を発出します。非農地通知書が届いた土地については、今後農地として活用する必要はありませんが、法務局で地目変更の登記を行ってください。

農地パトロールは、違反転用の未然防止や早期発見による解消を目的に実施しています。悪質な違反転用については、原状回復等の措置や罰金が科せられる場合があります。農地を転用する際には、必ず事前に許可を受けてください。

農業委員会では、農業や農地に関する相談を随時受け付けています。不明な点や心配な点は、農業委員、農地利用最適化推進委員又は事務局にお気軽にご相談ください。

※今月の女性農業委員伝言板は、都合により休載します。



【問い合わせ先】 農業委員会事務局
☎42・1114

各種無料相談所の開設について

1 行政相談

【日時】 10月10日(水)10時～12時
【場所】 町民センター 1階 婦人室
【内容】 行政に関する苦情や要望
【相談員】 山崎 ルリ子 (行政相談委員)

2 心配ごと相談

【日時】 10月10日(水)10時～12時
【場所】 町民センター 1階 老人室
【内容】 心配ごと相談
【相談員】 民生児童委員

3 人権相談

【日時】 10月10日(水)10時～12時
【場所】 町民センター 1階 老人室
【内容】 人権相談
【相談員】 人権擁護委員

平成30年度甲種防火管理新規講習の開催について

本年度の甲種防火管理新規講習を左記のとおり開催します。受講対象に該当する事業所等の関係者は、内容を確認して受講してください。

【防火管理者が必要な事業所】

- (1) 劇場・集会場・遊技場・飲食店・物品販売店舗・宿泊施設・病院・保育園・幼稚園・その他これらに類する施設で、収容人員が30人以上のもの
- (2) 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設で、収容人員が10人以上のもの
- (3) 前記以外の事業所等で収容人員が50人以上のもの

※右記に該当するか又は不明な点がある場合は、あらかじめお問い合わせください。

【受講対象】

(1) 防火管理者が必要な事業所等で、資格者が不在の場合

(2) 異動等で資格者が不在となる可能性があり、あらかじめ資格者を確保する場合

(3) 防火管理者の資格を取得したい方

【日時】 10月17日(水) 9時～17時

18日(木) 9時～12時

【場所】

宇和島地区広域事務組合消防本部4階・大会議室
(宇和島市丸之内5丁目1番18号)

【受講料】

受講料は無料です。ただし、受講の際に使用するテキスト代金3,700円が必要です。

当日会場で販売しますので、おつりの要らないようお願いいたします。

【申込方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、消防本部予防課、宇和島消防署、吉田分署、津島分署又は鬼北消防署へ申し込みください。

※講習の実施要領及び申込用紙は、宇和島消防本部のホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

宇和島地区広域事務組合消防本部 予防課 予防係
☎22・7501 (直通)

高齢者・障がい者のための成年後見相談会

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な人の財産と権利を守る制度です。ご本人の老後の不安はもちろん、高齢者を支援する方々の不安や相談にお応えします。予約は不要です。お気軽にご相談ください。

【日時】 10月25日(木)15時～19時 (最終受付)

【場所】

宇和島市総合福祉センター 2階 研修室

【費用】 無料

【問い合わせ先】

(公社) 成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部 事務局 ☎089・941・8065

薬と健康の週間について

10月17日(水)～23日(火)は「薬と健康の週間」です。薬を使用する際には次のようなことに注意し、より安全に効果的に使用してください。

○使用する前に薬の添付文書をよく読みましょう。

添付文書には、用法・用量、効能・効果のほか、使用上の注意、副作用などについて書いてあります。必ずよく読んでから使用し、読んだ後も大切に保管しておきましょう。

○用法・用量を守りましょう。

薬の作用は、使用量と深い関係がありますので、自分の判断で使用量や回数を増減してはいけません。たくさん飲めばよく効く、速く効くというわけではなく、決められた量以上に用いると体に好ましくない反応(副作用)が出る場合があります。また、決められた薬の服用時間を守りましょう。

【薬の服用時間】

食前…食事のおよそ30分前

食後…食事のおよそ30分後

食間…食事と食事の間(食事のおよそ2時間後)

頓服…痛み、熱など、症状のあるとき

○高齢者の薬の使用には特に注意しましょう。

高齢者は様々な病気にかかっていることが多いので、複数の薬を併用する機会が増えます。また、加齢によって、身体機能が低下するため、薬が強く効き過ぎて副作用が起こりやすくなります。体

調の変化を感じた場合は、自分で判断せず、医師や薬剤師に伝えて判断を仰ぐようにしてください。

○薬は正しく保管しましょう。

子どもの誤飲事故を防ぐために、子どもの手の届かないところに保管しましょう。また、薬は湿気、光、熱などに弱いので、直射日光のあたらない涼しい場所で保管しましょう。容器の詰替えは、内容や使い方が分からなくなり誤用や事故のもととなるのでやめましょう。

○古い薬の使用はやめましょう。

有効期限の切れた薬は処分しましょう。

医療機関で処方された薬は、そのときに使い切るのが基本ですが、残ってしまった場合は使用期限にかかわらず処分しましょう。似たような症状が現われた際に自分の判断で使用するのは危険です。

【問い合わせ先】

県宇和島保健所 企画課医療対策係

☎28・6105

県保健福祉部健康衛生局 薬務衛生課薬事係

☎089・912・2391

(一社) 県薬剤師会 ☎089・941・4165

【URL】 <http://www.yakuhime.jp/>

愛媛労働局からのお知らせ

10月31日(水)は、労働保険(労災保険・雇用保険)料の第2期分の納付期限です。事業主の方へは、10月19日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。ご不明な点などは、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

愛媛労働局労働保険徴収室

☎089・935・5202

医薬品副作用被害救済制度について

医薬品は正しく使っても、副作用の起きる可能性があります。医薬品副作用被害救済制度は、医薬品を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほど重篤な健康被害を受けた方の救済を図るための、医療費や年金などの給付を行う公的な制度です。

具体的な請求の方法については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口 ☎0120-149-931（フリーダイヤル）

※フリーダイヤルがご利用にならない場合は、

☎03-3506-9411（有料）をご利用ください。

【受付時間】

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

9時～17時

宇和島地区広域事務組合消防本部からのお知らせ 平成30年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊高訓練の中止について

中国・四国地区の緊急消防援助隊及び自衛隊、警察、海上保安庁、災害派遣医療チームなどが参加し、大規模な地震災害を想定した訓練を10月20日（土）、21日（日）に、管内各所及びメイン会場の宇和島市大浦（大浦地区埋立地）で実施する予定でしたが、この度の「平成30年7月豪雨」災害により、西日本を中心に甚大な被害が発生し、住民の皆様や関係機関においても復旧活動に総力を挙げて取り組んでいる状況にあることから、当該訓練は中止といたしました。

訓練準備に際しまして、会場付近住民の皆様並びに関係者様には御理解と御協力を頂きましたことについて、厚く御礼申し上げます。

また、この度の災害により亡くなられた方々に對し、深く哀悼の意をささげますとともに、被災された方々に心より御見舞い申し上げます。

自賠責保険・自賠責共済のご案内

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成29年の事故発生件数は約47万件、死傷者数は約58万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべての車・バイク1台ごとに加入が義務付けられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いの仕組みなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

女性に対する暴力をなくす運動 （11月12日～25日）について

配偶者からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引等の女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

一人で悩まないで、ご相談ください。秘密は厳守します。

【相談機関】

県福祉総合支援センター

☎089・927・3490（月～金）

県男女共同参画センター

☎089・926・1644（火～日）
えひめ性暴力被害者支援センター
☎089・909・8851（火～日）
県警察本部 ☎089・931・9110
ふるさと創生課 ☎42・1116

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ 平成30年度後期高齢者歯科口腔健康診査について

県後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、無料の歯科口腔健康診査を実施しています。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診してください。

【対象】 県後期高齢者医療の被保険者の方

（被保険者とは75歳以上又は65歳から74歳で一定の障がいがあり県後期高齢者医療広域連合に認められた方です。）

※ただし、以下の方は対象外となります。

1 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方

2 障害者支援施設、のぞみの園の設置する施設、

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設へ入所・入居している方

参考：長期入院患している方や施設入所・入居している方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科口腔健康診査の対象外とします。

【健診項目】

①問診

②歯の状態（現在ある歯、入れ歯のかみ合せやかむ力の確認）

③口腔機能評価（口の中の健康診査）
・舌の状態

- ・ えん下の状態（飲み込む力の確認）
 - ・ 口腔の状態（清掃状況やお口の乾燥状態等の確認）
 - ・ 歯肉の状態
- ④保健指導

【申込方法】

県後期高齢者医療広域連合に電話等で直接お申し込みください。クーポン券、受診票、質問紙、登録歯科医院一覧表をセットにして郵送します。

※県後期高齢者医療から受診をお勧めする方には、クーポン券等を送付しています。

【受診期限】 平成31年2月28日(木)まで

【受診方法】

クーポン券等が届いたら、事前に電話等にて登録歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

【受診場所】

後期高齢者の歯科健診を実施する登録歯科医院
クーポン券と一緒に登録歯科医院一覧表を同封します。また、県後期高齢者医療広域連合と県歯科医師会のホームページにも掲載しています。

【その他注意事項】

○無料で歯科口腔健診を受診できるのは、1年度内につき1回です。

同年度内、2回目以降の受診の健診料は自己負担になります。

なお、重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきます。

○歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

県後期高齢者医療広域連合 事業課保健事業係

☎089・911・7739

FAX 089・911・7735

✉info@ehime-kuiki.jp

JICAボランティア募集

世界約70か国・1000を超える仕事、今必要とされています。あなたの技術・経験を発展途上で生かしてみませんか。現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。

【募集期間】 10月1日(月)～11月1日(木) 正午締切

【応募資格】

○青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア

生年月日が1978年11月2日から1999年4月1日までの日本国籍を持つ方

○シニア海外ボランティア、日系社会シニア・ボランティア

生年月日が1948年11月2日から1978年11月1日までの日本国籍を持つ方

【HP】

<https://www.jica.go.jp/volunteer/index.html>

【問い合わせ先】 JICA四国

☎087・821・8825

野良猫（地域猫）対策支援事業

次のとおり、野良猫（地域猫）対策支援事業を実施します。詳しくは建設環境課までお問い合わせください。

【実施団体】（公社）県獣医師会

【費用】 無料

【対象】 生後6か月以上のメスの野良猫

【実施数】 県下で約140頭

【申込受付期間】 10月1日～31日の1か月間

【実施】 11月から

【申込・問い合わせ先】

建設環境課 ☎42・1115

10月 納期（町税等）のお知らせ

今月の納付期限は次のとおりです。期限までに納付しましょう。

税 目	納期限
国民健康保険税（3期）	
介護保険料（3期）	10月1日(月)
後期高齢者医療保険料（3期）	
町県民税（3期）	
国民健康保険税（4期）	
介護保険料（4期）	10月31日(水)
後期高齢者医療保険料（4期）	

【問い合わせ先】

町民課 税務係 ☎42・1112

それ、詐欺かもしれません！

メール 詐欺請求
ハガキ 詐欺請求

まずは消費者ホットライン
☎188で確認しよう！

消費銀行

平成30年7月豪雨における災害義援金の配分について

愛媛県・愛媛県共同募金会・日本赤十字社愛媛県支部が集めた義援金の配分基準が次のとおり決定され、松野町へ義援金の一部配分されましたので、平成30年7月豪雨の被災者に対し、配分基準に基づき義援金を配分します。

なお、義援金の配分対象となる被災者へ申請書類を送付していますので、申請書が届いた方は必要事項を記入し、ふるさと創生課へ提出してください。

(第1次配分基準)

対 象 者		基 準
人的被害	死亡者・行方不明者	50万円／人
	重傷者	10万円／人
住家被害	全壊	30万円／世帯
	半壊	20万円／世帯
	一部破損	5万円／世帯
	床上浸水	10万円／世帯

【問い合わせ先】 ふるさと創生課 ☎42-1116

平成30年7月豪雨災害被災者の皆さんへ 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免について

平成30年7月豪雨により住家の罹災程度が半壊、床上浸水の方は被害状況に応じて減免を受けられる場合があります。今回、町が罹災証明書を発行した方で、減免の対象となる方には8月31日に町民課より減免手続きの勧奨通知を送付しています。まだ減免申請されてない方は、申請をお願いします。

また各税、保険料においても随時相談を受け付けています。

相談の結果「納付が困難」と認められる場合は、「罹災程度」に応じて「減免」や「徴収猶予」となる場合がありますので、まずはご相談ください。

不明な点や質問などあれば下記へご連絡ください。

減 免：罹災程度に応じ、当初決定保険税等を減額します。

徴収猶予：災害により被害を受けたため、納期どおりの納税が難しい方は、1年以内の範囲で徴収（納税）の猶予をします。（延滞金計算や滞納処分等について一時的に猶予を設ける制度のため、納税義務が免除されるわけではありません。）

【問い合わせ先】 町民課 住民・税務・保険グループ ☎42-1112

平成30年度行政相談週間 —10月15日(月)から21日(日)—

困ったら 一人で悩まず 行政相談

行政相談は、行政に関する苦情、意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善にいかしています。

総務省では、行政相談制度を広く知っていただき、その利用を促進するため、10月15日から21日までの一週間を「行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を行っています。

本町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、次のとおり行政相談所を開設します。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

【日 時】 10月10日(水)10時～12時

【場 所】 町民センター 1階 婦人室

【相談員】 行政相談委員 山崎 ルリ子

【相談例】 道路、河川、社会福祉（生活保護など）、生活衛生（廃棄物など）

窓口サービスなどに関する相談

【問い合わせ先】 総務課 ☎42-1111

災害に便乗した悪質商法にはご注意！！

平成30年7月豪雨により被災されました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。大規模災害が発生すると、災害に便乗した悪質商法による消費者被害が発生する傾向にあります。過去には、被災された方の住宅の修理工事などに関するトラブルに加え、義援金などに関するトラブルも発生しています。

● 相談事例

- 「壊れた家屋の修理工事を全額火災保険の保険金で行うことができる。」と業者が訪問してきたり「屋根が壊れているので、次の台風がやってくると、とても危険だ。」と契約を急がされた。
- 公的機関名を名乗り、義援金を募っていると電話があったが、信用してもいいか。

● アドバイス

- 家屋の修理は、契約を急がされてもすぐに決めず、複数の業者から見積りを取り、家族など周囲の人と相談してから慎重に契約しましょう。
- 「保険金申請の手続き代行から工事までをセットで請け負う」などと言って工事を勧誘してきますが、請求しても保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。自然災害で住宅が損害を受けたときは、まずは自分で保険対象となるのか損害保険会社や代理店等に確認しましょう。
- 公的機関が電話等で義援金を求めることはありません。公的機関から連絡があった場合は、まずは当該機関に確認してください。また、寄付する場合は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認するようにしましょう。
- 困ったことやトラブルが生じた場合は、下記の相談窓口までご相談ください。

困ったときは、ヒビツと相談！



【消費生活に関する相談窓口】

ふるさと創生課 ☎42-1116

県消費生活センター ☎089-925-3700

消費者ホットライン ☎188（いやや！）

あなたを待っている人がいます ～骨髄バンクに登録を～

毎年、約6,000人の方が、突然、白血病などの血液難病にかかっています。「骨髄液や末梢血幹細胞の提供（骨髄・末梢血幹細胞移植）」というあなたの善意が、骨髄移植等以外に治療方法のない、白血病や重症再生不良性貧血などの血液難病患者の命を救います。

骨髄移植等を成功させるためには、患者と骨髄等提供者（ドナー）の白血球の型（HLA型）を一致させる必要があります。しかし、HLA型は兄弟姉妹間で4分の1、他人では数百から数万分の1の確率でしか一致せず、まだ多くの患者が骨髄移植等を受けられないでいます。

全国の骨髄バンクで約48万人の方にドナー登録していただいています。しかし、骨髄移植等を受けられた国内の患者は約6割にとどまっています。一人でも多くの患者を救うには、一人でも多くの方のドナー登録をお願いしていく必要があります。ドナー登録は、約2mlの採血で済みます。

県では「骨髄バンク登録窓口」を次のとおり開設していますので、18歳から54歳までの健康な方の登録をお願いします。

県内の骨髄バンク登録窓口

施設名	開設日	問い合わせ先	電話番号
宇和島保健所	火曜日	宇和島市天神町7-1 (企画課医療対策係)	☎22-5211
八幡浜保健所	月曜日	八幡浜市北浜1-3-37 (企画課医療対策係)	☎0894-22-4111
今治保健所	火曜日	今治市旭町1-4-9 (企画課医療対策係)	☎0898-23-2500
西条保健所	月曜日	西条市喜多川796-1 (企画課医療対策係)	☎0897-56-1300
大街道献血ルーム	毎日	松山市大街道1丁目4-17	☎089-932-0900

・事前に予約をお願いします。（大街道献血ルームについては、登録のしおり「チャンス」を持参すれば、予約なしで登録できます。）

【問い合わせ先】 県庁 薬務衛生課 ☎089-912-2391

(公財) 日本骨髄バンク ☎03-5280-1789 <http://www.jmdp.or.jp/>

被災された国民年金被保険者の皆さんへ

国民年金保険料の免除について

平成30年7月豪雨による災害で被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になります。

免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続については、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料の口座振替について

保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。お近くの年金事務所までご連絡いただくか、直接、振替先の金融機関本支店に停止のご連絡をお願いします。

※ ご連絡の時期によっては停止することができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

宇和島年金事務所

国民年金課

宇和島市天神町4-43

☎22-5344

《被災者専用フリーダイヤル》

☎0120-010-551 (ガイダンスに従い【2】をダイヤルしてください。)

(受付時間) 月曜日～8:30～19:00

火曜日～金曜日～8:30～17:15

第2土曜日～9:30～16:00

平成30年住宅・土地統計調査を実施します

10月1日を期日として、「平成30年住宅・土地統計調査」を実施します。

本調査は、国の基幹統計調査であり、住宅施策の基礎となる重要な調査ですので、調査へのご協力をよろしくお願いします。

【調査の流れ】

○9月上旬～(調査の周知)

調査対象の地域にお住まいのすべての世帯へ、調査員が周知のために「調査のお知らせ」を郵便受けに入れるなどして配布します。

○9月中旬～(インターネット回答調査書類の配布)

その後、調査をお願いする世帯が無作為に選ばれます。調査員が、インターネット回答用の調査書類を調査の対象となった世帯のポストに投函します。

○9月下旬～(調査書類の配布)

インターネット未回答世帯に調査員が訪問し、紙の調査票を配布します。

【回答方法】

(1)インターネット回答

(2)専用封筒による郵送提出(配布時の封筒をお使いください。)

(3)調査員の訪問による提出

※(1)及び(2)の場合、回答期限は10月8日(月)までとなります。それ以降の提出となる場合は、(3)による提出を10月下旬までをお願いします。



かたり調査にご注意ください

- ・身分を詐称し、統計調査をかたった情報収集にご注意ください。
- ・町長より任命を受けた統計調査員は、身分を証明する「調査員証」(顔写真の貼付あり)を携帯しています。調査員証の提示がない場合や不審な点を感じられた場合は、ふるさと創生課 統計係までご連絡ください。

【調査の趣旨・内容・記入方法の問い合わせ先】

住宅・土地統計調査コールセンター ☎0570-78-3938

設置期間: 10月26日(金)まで 8時～21時(土日・祝日を含む)

【調査票の回収など調査員についての問い合わせ先】

ふるさと創生課 統計係 ☎42-1116

災害による県税の減免等のご案内について

災害により大きな被害を受けられた方には、県税の特例措置として「減免」「申告等の期限延長」「徴収の猶予」の制度があります。

減 免

申請により、県税の一部又は全部が減免される場合があります。

税目	減免の対象	減免の要件	必要書類
個人事業税	被災した日の属する年度に課税された個人事業税	事業用資産に2分の1以上の損害※があり、被災した年の前年分の事業所得が1千万円以下の場合 【一部又は全額免除】 事業用資産以外の資産に2分の1以上の損害※があり、被災した年の前年分の事業所得が1千万円以下の場合 【一部又は全額免除】	①個人事業税減免申請書 ②り災証明書 ③事業用資産又はそれ以外の資産（住宅・家財など）の価格を証明する書類 ④保険金等により補てんされる金額を証明する書類
不動産取得税	被災した不動産に係る不動産取得税	取得後6か月以内に被災した不動産であり、被災した部分の面積が全体面積の2分の1以上の場合 【全額免除】	①不動産取得税減免申請書 ②不動産取得申告書 ③り災証明書 ④取得した不動産の登記に係る全部事項証明書
	被災した不動産に代わる不動産の取得に係る不動産取得税	被災した日から3年以内に代替りの不動産を取得した場合 【一部又は全額免除】	⑤被災した不動産の被災年の固定資産評価額が分かる書類の写し ※代替不動産を取得した場合は契約書の写し等
自動車税	被災により運行不能となった自動車に係る自動車税	被災による修理費（※）が自動車税の年額に相当する額を超える場合 【税額の2分の1に相当する額を減額】 ※被災日以後、最初に納期限の到来する年度の自動車税	①自動車税災害減免申請書 ②自動車検査証の写し等 ③被災の事実を証する書類 ④修理費の明細が確認できる見積書等 ⑤任意保険の保険証の写し ⑥保険金等の補てん費の額が確認できる書類
		全損等により廃車する場合【被災日の翌月以降の税額を月割で減額】※抹消登録が遅延等した場合は最寄りの地方局までご相談ください。	①抹消登録遅延申立書等
自動車取得税	被災した自動車（被災車）に係る自動車取得税	取得した自動車とその取得後2月以内に被災により滅失・損壊した場合 【全額免除】	①自動車取得税災害減免申請書 ②自動車取得税申告書（被災車・代替車） ③被災の事実を証する書類
	被災した自動車に代わる自動車（代替車）の取得に係る自動車取得税	被災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車をその災害の日以後6月以内に取得した場合 【全額免除】	④被災車が永久抹消されたことを確認できる書類（登録事項等証明書等）

※損害額及び修理費は、保険金等で補てんされる額を除きます。

【個人県民税】

お住まいの市町で個人の市町村民税が減免された場合は、個人県民税も同じ割合で減免されます。

詳しいことは、お住まいの市町にお問い合わせください。

申告等の期限延長 ※宇和島市、大洲市、西予市に住所又は主な事務所等のある方は提出不要

災害により、定められた期限までに県税の申告等ができないときには、申請によりその理由がやんだ日から2か月以内の範囲で、その期限を延長される場合があります。

徴収の猶予

災害により、県税を一時に納税することができないときには、申請により1年以内（事情があるときは申請により最長2年）の範囲で徴収の猶予が認められる場合があります。

【減免・申告等の期限延長に関する問い合わせ先】

《対象税目》

「減免」…個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税

※ 自動車取得税については、中予地方局課税課 自動車取得税グループ ☎089-957-6621 へお問い合わせください。

「申告等の期限延長」…自動車取得税、自動車取得時に納付する自動車税、狩猟税の3つ以外の税目

南予地方局 税務課 ☎22-5211（代）

【徴収の猶予に関する問い合わせ先】

南予地方局 税務課 ☎22-2502（直）

麻薬・覚醒剤乱用防止運動について

薬物の乱用は、乱用者個人の健康上の問題だけでなく、各種の犯罪の誘因など、公共の福祉に計り知れない危害をもたらします。県では、毎年10月1日から11月30日までの2か月間にわたり、麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施しています。本運動は、麻薬・覚醒剤・大麻・向精神薬・シンナー等の乱用による危害を住民の皆さんにお知らせし、一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の利用根絶を図ることを目的としています。

県の各保健所及び心と体の健康センターに薬物相談窓口を設置し、広く県民からの相談や質問に応じていますのでご利用ください。

【薬物相談窓口一覧】

施設名	曜日	時間	電話番号
宇和島保健所	水曜日	10時00分～15時00分	☎28-6105（ダイヤルイン）
八幡浜保健所	月曜日	13時00分～15時00分	☎0894-22-4111（内線278）
中予保健所	金曜日	13時00分～15時00分	☎089-909-8755（内線257）
今治保健所	木曜日	13時00分～15時00分	☎0898-23-2500（内線315）
西条保健所	火曜日	13時00分～15時00分	☎0897-56-1300（内線314）
四国中央保健所	水曜日	10時00分～12時00分	☎0896-23-3360
愛媛県心と体の健康センター（電話相談）	月～金曜日	8時30分～17時15分	☎089-911-3880

また、県の各保健所及び薬務衛生課に危険ドラッグ相談窓口を設置し、危険ドラッグに関する相談や情報提供等に応じていますのでご利用ください。

【危険ドラッグ相談窓口一覧】

施設名	曜日	時間	電話番号
上記の6保健所	月～金曜日	8時30分～17時15分	上記のとおり
県庁薬務衛生課	月～金曜日	8時30分～17時15分	☎089-912-2393

地方版図柄入りナンバープレートの交付開始について

各地域の特色を自動車に施す、地方版図柄入りナンバープレートの交付を10月1日(月)から開始します。愛媛県の図柄はみきゃんがモチーフです。取得方法等、詳しくは県HPで「みきゃんナンバー」を検索してください。

【問い合わせ先】 県地域政策課 ☎089-912-2235



○ 糖尿病について

糖尿病とはどんな病気？

糖尿病は、ブドウ糖などの栄養素が体の中で、有効に利用されない病気です。

血液中のブドウ糖（血糖）の量が多い状態が長く続いた結果、次第に全身の血管などに悪影響を及ぼし、目や腎臓、神経など全身に障害を起こします。

症状は？

初期はほとんど症状がないことが多く、受診が遅れがちになります。高血糖の状態になると排尿の回数が多くなったり、喉の渇き、水をたくさん飲む、急激な体重減少、だるさなどの症状が現われます。

どうして糖尿病になるの？

発症にはさまざまな原因があると言われています。例えば、遺伝・肥満・ストレス・年齢・運動不足・食べ過ぎ・飲みすぎなどです。

糖尿病の治療は？

治療の基本は①食事療法、②運動療法、③薬物療法です。これらの治療法はすべて大事ですが、このうち最も重要で基本的な治療法は①の食事療法です。

糖尿病の合併症は？

血糖値をコントロールせずに、長い間不摂生を重ねていると、全身にわたる合併症を起こします。特に気をつけなくてはならない合併症は、糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害です。



糖尿病は初期には症状がでないとても怖い病気です。そのため早期発見、早期治療（生活習慣の改善）がとても大切です。自分の状態を知る意味でも町の健康診断を受けましょう。また、もっと詳しく知りたい場合は診療所又はかかりつけの医療機関でご相談ください。

中央診療所副所長

○ かかりつけ医をもちましょう

「かかりつけ医」とは、日常的な診療や健康管理などについて気軽に相談できる身近な医師のことです。精密検査や高度な治療が必要な場合は、適切な病院や専門医を紹介してもらえます。

○ できるだけ通常の診療時間内に受診しましょう

～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 7時～11時30分 12時～17時 診療時間 9時～12時 14時～17時15分

○土・日・祝祭日・年末年始は休診です。（開業医、休日当番医をご確認ください）

○健康診断、予防接種等に関する予約等については診療時間内にお問い合わせください。

～目黒（第1木曜日）・吉野（第2木曜日）・谷口（第3木曜日）診療所の外来診療時間～

受付時間 13時～16時 診療時間 13時30分～16時30分 ※都合により変更する場合があります。

看護師随時募集中！ 【問い合わせ先】 中央診療所 ☎42-0707



10月の森の国行事予定表

発行／松野町役場
編集／総務課

〒768-2162 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343
☎0895・42・1111

URL: <http://www.town.matsuno.ehime.jp/>
E-mail: im-sounu@town.matsuno.ehime.jp

日	曜日	予 定
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	健康診査・がん検診／富岡公民館（8：00～11：00）
5	金	
6	土	宇和島圏域グルメイベント（～7日）
7	日	松野四万十バイクレース2018 当河野整形外科クリニック ☎22-1822 当山下クリニック ☎22-5030 当山下小児科 ☎23-0055 当旭川荘南愛媛病院 ☎45-1101
8	月	体育の日 当加藤整形外科 ☎22-7111 当清水内科・循環器内科 ☎22-1492 当こおり小児科 ☎24-5633 当市立津島病院 ☎32-2011
9	火	
10	水	子宮頸がん検診／保健センター（午後）
11	木	郡小学校陸上競技大会
12	金	
13	土	
14	日	健康診査・がん検診／保健センター 当二宮整形外科 ☎25-8600 当山本内科医院 ☎22-5100 （日曜健診）【上家地地区】 当こばやし小児科 ☎23-1150 当溜尾整形外科 ☎52-3133
15	月	健康診査・がん検診／延野々集会所（8：00～11：00）
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	当小川クリニック ☎23-3599 当楠崎内科 ☎24-2211 当やくしじこどもクリニック ☎24-1386 当あべ医院 ☎32-2616
22	月	
23	火	
24	水	健康診査・がん検診／吉野生交流促進センター（8：00～11：00）
25	木	健康診査・がん検診／吉野生交流促進センター（8：00～11：00）
26	金	
27	土	森の国戦国武者伝走大会
28	日	当上甲外科クリニック ☎25-5811 当中山内科胃腸科 ☎22-0707 当上田小児科・外科 ☎25-0100 当口羽外科胃腸科医院 ☎32-5000
29	月	
30	火	
31	水	

ごみ収集日程表

可 燃 物

月	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
火	松丸・吉野・蕨生・奥野川
水	
木	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
金	松丸・吉野・蕨生・奥野川

※吉野葛川地区…毎週火曜日

不 燃 物

資 源

月	松丸・吉野・蕨生・奥野川
火	
水	
木	
金	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒

※上 家 地…第1・第3金曜日
吉野葛川地区…第2・第4月曜日

P E T ボトル

びん・かん

月	
火	
水	町内全域
木	
金	

※上 家 地…第2・第4水曜日
吉野葛川地区…第1・第3水曜日

古 紙 類

月	
火	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
水	
木	松丸・吉野・蕨生・奥野川
金	

※上 家 地…第2火曜日
吉野葛川地区…第1木曜日

**混ぜればゴミ！
分ければ資源！
ゴミの減量化に
ご協力ください！**

※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。